

「生涯一労働者」

―五〇年の私的労働運動体験記(下)

伊藤藤夫

NPO法人丹南市民自治研究センター地域政策研究所代表

目次

はじめに

第一章 生い立ちから私鉄の労働運動

第二章 地域労働運動の専従者に

(以上本誌一七八〇号)

(以下本誌本号)

第三章 地区労から自治労福井県本部へ

第四章 市議会議員として五期二〇年

第五章 市民活動団体の立ち上げと自治体職員

最終章 労働組合は生き残れるのか？

第三章

地区労から

自治労福井県本部へ

自分では精一杯がんばっていると思ってても力不足で成果を挙げられないことがある。そのなかでも忘れられない一つが地元の武生市議会議員選挙で前回までの議席を維持できず一議席減

の結果を招いたことであり、そのことが後の人生を変えることになった。

その選挙では最下位の議席を地区労推薦の現職同士が争い一議席減となった。長い間の地区労推薦候補は落選しないというジンクスが破れ、敗因の一つが支援組織の割り振りの結果とも言われた。私は責任を感じ、ただちに事務局長辞任も考えたが慰留され、自分としても名誉挽回の思いもあり、翌年の鯖江市議会議員選挙で一名から二名に議席を拡大できたことで気持ちの整理をつけ、一一年間お世話になった地区労を退職した。

地区労で私は労働組合の地域での連帯、共闘という課題と共に地域住民に対する労働組合の社会的役割を学んだと思う。

地区労退職を決意した私に声をかけてくれたのは「自治労福井県本部」と「県労評」の二つであったが、地元の市職員組合の推薦のなかで自治労福井県本部の書記として採用され、一〇代の福井鉄道、二〇代の地区労に続いて、三〇

代は自治労の労働運動へと歩むことになった。昭和五八(一九八三)年、三七歳の秋だった。

この年の九月一日、大韓航空機、サハリン上空で「領空侵犯」としてソ連戦闘機により撃墜(乗客乗員二六九人全員死亡)。一〇月二日、ロッキード事件丸紅ルート判決公判で、田中元首相に懲役四年、追徴金五億円の実刑判決。年末の一二月二七日には中曽根政権が発足し後の「中曽根行革」が始まる時期であった。

民間組合と公務員組合の違いに戸惑い

自治労県本部は、当時、県庁内の県職員組合に間借りしていた。県庁は江戸時代の越前松平藩の城跡にあり四方を濠に囲まれ、職員はスツ姿で御本丸橋を渡って登庁、県庁横には県警本部のビルがあった。その風景は、江戸時代、殿様のもとへ家来たちが登城し、横には警護の侍たちが詰めている姿と変わっていないように見えた。

「郷に入れば郷に従え」「まずは姿かたちから」の諺もあるが、初出勤の日、私は地区労時代に毎日着ていたジャンパー姿から、あまり着たことのないスツ姿に変わった。冬にはコートも新たに購入した。そうしなければならぬような雰囲気があった。自分は民間から公務員の組合へ転職したのだという意識を事務所の場所と服装から感じた転職だった。

他にも驚くことはいくつもあった。公務員の賃金は自分たちで決められず「人事院勧告」と

いう第三者によって大きく影響されること、協約締結権は職員の大多数が無し、争議権も無し、首長との交渉で合意しても議会で条例によって承認されなければ労働条件のすべてが効力を有しないなど、憲法や労働法の基本的趣旨に合致していないと感じた。

また、昇給が年四回に分かれ、寒冷地手当や期末手当というものがあり、複雑な役職に連動する職務職階級の給料表も驚きだった。民間では春に一回の賃上げと夏冬の二回の臨時給、賃金体系も勤続、職種を中心に簡潔な体系であったので、その仕組みを理解するのに苦労した（現在、昇給は四月のみで各種手当はほとんど廃止）。

組合役員についても民間の役員に比べ公務員の役員は全体として温和で激しい闘志や個性を感じさせる人は少ないように思えた。民間育ちの私には、自治労組合の多くの役員は「闘う労働組合の闘士」というより、組織全体が秩序よく優秀で静かな「事務方役員」という感じで、民間組合から「自治労はお公家さん集団」と揶揄される雰囲気もなんとなく理解できた。今でも、その雰囲気は自治労全体の中に残っているかも知れない。「現場の運動よりも会議と書類がお好き」いやいや、そんなことは公式には言えぬ。

一部首長や自民党など保守系議員が目の敵にして強調するほど自治労組合は残念ながら強くはない。むしろ民間大手組合に比べ交渉力も団結

力も弱いと内部にいた私は心配している。

「故意に敵をつくり、巨大に見せかけ、闘うポーズで自分の人気を煽る」そんな卑劣な政治手法の道具に公務員組合が使われるのはたまったものではない。

自治体関連職場での組織化

自治労でも違和感なく取り組めたことは未組織職場に組合をつくる組織化の活動だった。自治労は全国の自治体職員の労働組合が加盟する組織として知られているが、その他に全国の公共民間サービス部門の労働組合も多い。自治体に関連する事業団、公社、社会福祉協議会、福祉施設、学童保育、競輪や競艇の公営競技などの組合である。

自治労本部は、私が就職した年の前年、一九八二年の大会で「自治労二〇〇万建設運動」に取り組む方針を決定していた。私は地区労での組織化の経験を生かして、こうした自治体外郭団体での組織化に取り組むことになった。これら外郭団体等の理事長の多くは知事や市町村長となっており、専務は自治体からの天下りの人が多かった。これは組織化を進めるうえでは幸いなことであった。なぜなら、少なくとも自治体の首長は法律を守る立場である。間違っても労働法を犯して不当労働行為の先頭に立つてはならない、それを知らなかったとも言えない立場にある。

私や県本部の役員は精力的に組織化に取り組み

成果を挙げた。相談を受けてから動いたこともあれば、能動的に取り組むこともあった。

だが、立場的に不当労働行為や組合つぶしを理事長がやらなくても、現場の責任者としては組合が結成されて嬉しいことはなく、自分の任期中に組合ができることは上部からのマイナス評価となり将来の立場にも影響を与えるものとして嫌がられた。それゆえに、現場の所長が組合結成を察知し子飼いの部下をレストランに集め脱退を強要する結成妨害や団体交渉の拒否、協約締結に応じないなどの不当労働行為は数多くあった。結成大会の場所を特定されないために同時に二つの会場を違う団体名で借り、結成大会当日、不測の事態に備え施設のある裏山林道に車を止め一日中待機したこともあった。自治体公共サービスの仕事を担っている職員たちの労働条件は「自治体職員に準ずる」と示されていたが、行政コストの安上がりを目的とする外郭団体では条件は相当に低いのが実態であった。

私は組合結成通知を持参した時、現場の責任者につきのように言った。「この組織のトップは首長です、もし貴方が不当労働行為をすれば、それはただちにトップの命令か姿勢として受け止めます。トップの政治生命を危うくしたり、恥をかかせたり、間違っても法律違反で訴えられるようなことはしないでください。組合は対立するものではなく、協調して市民に喜ばれる公共サービスを提供するパートナーとして

受け止めてください」

今も多くの自治体関連職場で組合が結成されているが、理事のみなさんにはその思いで対応してほしいと思う。また組合側も単なる労働条件の枠だけではなく「市民に喜ばれるサービスを作るための組合」という視点を忘れてほしくない。

当時の自治労としての運動課題

「定年制」と「給料表の改定」

一九八五年まで、公務員の定年を定めた法律は存在しなかった。五五歳を過ぎた頃から「肩たたき」と呼ばれる退職勧奨が行なわれていたが、一九八五年三月から、原則として六〇歳定年制が敷かれた。その当時、福井県内の市町村では男性は五五歳をめどに退職勧奨が行なわれたり前のように全員が退職していた。女性は市では男女の差が少なかったが町村では四八歳で勧奨という自治体もあり、あまりにも早い退職年齢だった。驚くことにその五年くらい前までは結婚退職の慣行さえあった。

勧奨年齢は市町村の規模や地域によって相当のバラつきがあった。県本部としては、法律としての六〇歳定年を早期にすべての市町村で実現する運動に取り組んだ。県の市町村課や市長会、町村会への申し入れと合わせ、役員は連日、加盟単組の学習会を開き定年制の説明と六〇歳実現の交渉促進を伝えた。

だが、参加した組合員の声は意外なものだった。

た。長い間、五五歳や五〇歳前後で退職していた現実が、一挙に六〇歳定年と言われてもピンとこなかったのである。とくに女性の大半が「私たちは六〇歳など論外、とてもそれまで働けない、働くつもりもない」と訴えた。県本部役員は「法律ができ六〇歳まで働けるのだからその権利を大事にしよう。年金支給年齢も今後は繰り下げられる、退職から年金支給までの間をどうして生活するのか。都市の女性はすでに六〇歳まで働いている状況もある。最低でも現在の男性並みの年齢までは働こう」と呼びかけた。

この定年制の運動は残念ながらすべての市町村でただちに六〇歳には到達できなかった。法律や条例では六〇歳でも現実には経過措置として二年間に一歳とか三年間に一歳の引き上げとなり、その後、市ではおおむね六〇歳に移行したが、定年制の法律から三〇年近い現在でも、一部町村では六〇歳前の退職勧奨や男女差も続いていると聞く。人員削減や賃金引き下げには強い指導力を発揮する総務省もこのような定年制の実態は見えて見ぬふりである。困ったものだ。地方公務員の賃金は「給料表」、国家公務員は「俸給表」によって階級と号給が示され、職務によっていづれかの階級に当てはめられているが、民間育ちの私には容易に理解できない複雑なものであった。その前に私は「俸給」という言葉自体も好きになれなかった。『日本国語大辞典』では「扶持（ふち）をあてがうこと。俸禄を支給すること、官公吏などの職務に対し

て報酬を支給すること」と記されているとおり、いかにも権威を持つ者が一方的に支給する感じがした。

また「復命書」という言葉も嫌いだった。「復命」とは上位の者から下位の者に対する絶対強制的な指図を意味する「命令」にもとづく行為の始末を報告するものであり、天皇や軍の命令を引き継いでいるかのような官公庁独特の匂いを感じた。その言葉を役所内はもとより労働組合で違和感もなく使っているのも不思議だった。

それはともかく、当時の自治労の課題として「人事院勧告凍結」に反対しての「人勧完全実施」の運動と共に「給料表」の大きな変化への対応も求められた時期だった。人事院勧告は、国家公務員に対してのものだが、俸給表の改定は地方公務員の給料表の改訂に直結の影響を及ぼすことから福井県の地方公務員にとっても重要な取組みと闘いが求められた。

国の俸給表は「一等級から八等級」に区分され、初任給は八等級に位置づけられ、年を重ね、職務と役職が上がるにつれて八等級から七等級、六等級へと進み、順次、一等級へと昇格していくことになるが、役職を持たない多くの女性や一部の男性などは四等級までの昇格にとどめられた。それが、一九八五年に法律が変わり俸給表はそれまでの「八等級制」から「一一等級制」に変更となった。

そして、初任給は「一級」に位置づけられ、

役職がないものは、経験年数などで四級まで、それ以上の級は役職に応じて昇格するという、昇格の流れと級の関係がそれまでとは逆になる複雑なものであった。ようやく覚え始めた俸給表と給料表なのに、またまた私の頭は混乱した。しかも「一一級制」とはいうものの、最初から国や県の職員は俸給で立派な仕事、地方の職員は仕事も俸給で安くて当たり前という差別意識に満ちていると私は感じた。その表が一般市で九級、町村では七級にという国や県の指導だった。さらに、市のなかでも人口規模によって、九級、八級、七級という具合に分断され、町村に至っては七級、六級という話も出た。この動きに対し、県本部では県市町村課に対して市町村に対して不当な指導や自主交渉を阻害しないように申し入れを行ない、現場では市では最低一〇級、町村では八級到達を要求し各自治体で交渉が行なわれた。結果は市では一〇級と九級、町村では八級と七級に分かれ定年制と同じく人口規模と組合の交渉力、組合の存在と未組織の違いなどで残念ながら県内で格差が生じたものとなった。

大きい自治体では職員も専門化されるが、小さい自治体ほど少ない人員でいくつもの法律を理解し多様な仕事をこなさなければならぬ現実がある。国家公務員や大規模自治体の仕事は重く、地方の市町村の仕事は軽いイメージで捉え、給与格差は当然とする「一一級制」の考えは私には馴染めなかった。

他に一九八六年には人事院勧告で二分のローテーション方式による四週六休制の試行が示され、八七年から本格施行、八八年勧告では完全週休二日制「速やかに」と続いていた。現在では当たり前の自治体の完全週休二日制と閉庁方式であるが、導入は全国一斉にスムーズに進んだのではなく、都市と地方、組合の交渉などによって導入時期がずれていた。

反原発闘争、不当逮捕で留置所へ

私の住む福井県は若狭湾に一五基（一基は廃炉中）もの原発が建設され、世界一の集中立地「原発見本市」「原発銀座」と呼ばれている。昨年三月の東日本大震災の「福島原発事故」により全国すべての原発が今年二月から五ヵ月近く停止したが、七月、真つ先に再稼働した「大飯原発三・四号機」も福井県である。

誰がこんなに多くの原発を誘致、集中建設したのか。語れば限りがないが、荒っぽく言ってしまうと、国策としてのエネルギー政策のなかで国と電力会社が主導し、経済の貧しい地方に現金と雇用を餌に押し付けてきたと言える。その推進役を担ったのは政権与党の自民党議員と地方の政治家たちであった。

当該地域の住民を責めることは私にはできない。なぜなら、原発の本当の危険性やマイナス面は知らされず、目に見える道路や施設などの環境整備と雇用確保、経済面での巧妙な買収、地域への寄付金攻勢などすべてバラ色の設計図

しか見せられなかったからである。

この状況は今も続いている。約四〇年の歴史のなかで、原発立地による地域経済への恩恵と福井県内自治体への電源三法交付金（平成二二年までに三四六億円）などによって地元は原発に依存しなければ生活できない実態にされてきた。今回も知事や地元首長は国の責任だと言い、政府は地元の合意と互いに責任を転嫁しながら「架空の安全」を宣言し、とる術もない「私の責任」の言葉で再稼働を決めた。

原発を集中させてきたのは金で地方を支配する構図である。原発はエネルギー政策ではあるが中央と地方の経済格差を根底から改める政策と対策がなければ原発立地地域は永久に「脱原発」の方向には進めない実態にある。

一九七〇年、大阪の万博会場に敦賀原発と美浜原発から送電された初めての「原子力の灯」がマスコミでは華やかに報道されたが県内では原発に反対する動きもすでに存在していた。中心的な組織は「反原発県民会議」であった。自治労県本部も県労評の一員として参加しており、原発増設や高速増殖炉もんじゅ等の反対闘争に参加していた。

一九八四年一月一六日、大飯原発三・四号機増設に対する公開ヒアリングが大飯町総合福祉センターで開催された。北信越の総評系組合や原発に反対する市民団体、学生など約二〇〇〇人が早朝から現地に集合し午前四時からの総決起集会に続き会場前に向けてのデモ行進を始

めた。一方、デモ規制とヒアリング会場を守るための機動隊も県外からの応援部隊など一四〇〇人が動員され金網で囲まれた会場前に紺色の警備服と警棒、盾などで完全装備して整列。高さ三メートルの見張り台も一〇ヵ所設置という厳戒態勢を敷いていた。

そして六時四〇分頃、機動隊は「まやかしヒアリング阻止」「増設反対」などのシュプレヒコールを続けて行進するデモ隊をサンドイッチのように両側から挟み一瞬に分断した。デモ隊は狭められる包囲網に反発し自由な動きを確保するために混乱の状態となった。屈強な機動隊と他の梯団と切り離されたデモ隊、最初から勝負は決まっていた。

私はそのなかでデモ隊を襲う機動隊員の様子をカメラで撮影していたが、突然、背後から六人の機動隊員により両手両足、頭や胴体を掴まれ地面に引きずり倒され逮捕された。この様子を見ていた住民はマスコミ取材に対し「デモ隊にも多少の問題はあるが、警備陣のやりすぎが目立った。列を分断すれば反対派が怒るのは当然。過剰警備と言われても仕方ないだろう。警察はやっぱり怖い」と話した。逮捕理由は県公安条例違反と道交法違反のようだった。

逮捕された私は金網を張った護送車に乗せられ現場から小浜警察署に連れて行かれた。そこには同じように逮捕された国労の二人と自治労の一人がおり逮捕者は四名だと知った。取り調べが始まる前に私を真ん中にして逮捕した二人

の警察官と三人での記念写真(?)が撮られた。そして「増設阻止」のゼッケンや「自治労」の腕章を外されさらに一枚撮られた。取調室では両手の指紋と全体の「掌紋」を採られた。抵抗する私の手を警官が上から抑えた。外にはただちに県労評の代表と弁護士が面会と釈放要求に來ていたが、そのことを知ったのは後日に釈放されてからだった。

夕方、私は再び護送車に乗せられた。手錠をはめられ腰紐をバンド留めに回されている姿であった。「逮捕」というのはこのような状態になるのかと改めて認識した。国道二七号線から北陸高速道を走り福井南署までの約二時間、護送車の金網からの外景色だった。福井南署で再び掌紋がとられ取り調べを受けた。氏名も住所も所属もすべて黙秘した。弁護士が来るまでの間、何も話すつもりはなかった。

夜になって留置所に連れて行かれた。身に着けている時計やバンドなど持ち物がすべて外された。留置場は看守の場所を中心に扇形になっているようで一ヵ所からすべての部屋が見渡せるような作りだった。個室か独房(?)どう表示のか知らないが三畳くらいのスペースで前面だけが鉄格子、食事は鳥籠のエサの差し入れ口のような小さな入口から差し入れられた。トイレは部屋の奥で用を足すのに座っても腰から上が看守から見えるように低い板で仕切られていた。静かになった夜中には、妻や子どもたち、故郷の両親にはどのように伝わっているだろう

か、新聞に自分の名前が載れば学校で子どもたちはいじめられないだろうかなど、自分のことより家族の不安を心配した。朝は早くに起床で布団をたたみ、床畳みを雑巾で拭くなどの掃除から始まった。気分としては怒りで掃除などアホらしくてしたくはないが、何日過ごすかわからないから自分の部屋(?)と思って仕方なくやった。

二日目も取り調べは続けられた。留置場から署内の部屋へ行く間も手錠はかけられた。取り調べでは雑談はしても逮捕に関することは黙秘で何も喋ることはなかった。その後、「○○さんという人が面会に來ているが会うか?」と問われた。初めて聞く名前前で心当たりはなかったが会いたいと答えた。テレビで見えるようなガラス越しの面会室でその人に会った。県民会議から依頼された弁護士だった。最初から弁護士とは告げずに見知らぬ名前だけ伝える警察のやり方に腹が立った。弁護士は逮捕後から今までの状況を聞き、外の様子も伝えながら氏名や住所など必要最低限のことは話してもよいとのアドバイスだった。

警察は私の身辺調査は済ませている感じだったが調書というのは本人が話さない限り書けないらしい。その後、調書の文字は増えたが当日の行動については「自治労新聞に掲載するための取材活動で写真を撮っていただけ」と事実を繰り返すしかなかった。夜になって検察庁に身柄送検された。もう一人の自治労関係の逮捕者

も一緒だった。「身柄送検」は書類と本人が同時に検察庁に送られることで「書類送検」は書類だけが送られるのだと知った。検察官の前でも「違反行為はなく不当な逮捕だから早く釈放してほしい」と伝えた。

三日目の夕方、私は処分保留として釈放された。警察は「違反が軽微で証拠隠滅の恐れはないが誤認逮捕ではない」とマスコミに話し、私の弁護士は「検事がビデオ検討した結果、容疑事実はなかったと聞いている。まったくの事実無根、不当逮捕で警察国家だ」と私を横に置いた記者会見で述べた。

この事件で警察は四人を逮捕し国労の二人を七日、自治労のもう一人を一日間拘置し、反原発県民会議事務局の県労評、若狭地区労、国労福井支部、福井市職員組合を自宅搜索した。県民会議や自治労、国労などは逮捕の夜以来、二人ずつ拘置された福井南署と福井署前での抗議と激励の集会、福井駅前での早朝街宣、抗議決起集会などを行ない早期釈放と不当弾圧を訴え続けた。

最後は四人共に処分保留としての釈放となり、結果的に警察側の反対派に対する意識的な不当弾圧が明らかとなった。だがマスコミでは、原発反対「過激派」逮捕の文字も踊っていた。自分で知らぬ間に私は「過激派」にされていた。ペンの正義という言葉もあるが、マスコミは往々にして「無責任で悪事」を働くことも多いと思う。

私はこの事件を通して、国家や行政側と市民が対峙した時、「警察権力は常に体制側を守るための道具となつて力なき国民を不当に弾圧するものである」と身を以て理解した。国策としての全国の新発推進に果たしてきた警察権力の役割、福島原発事故後に「原子力ムラ」と呼ばれる一連のグループの無責任な推進体制が批判されているが、あれだけの重大事故を惹き起こしながら今なお誰一人罪に問われている者はいない。国策としての新発推進に果たしてきた警察権力の役割とあり方も冷静に検証してほしいものである。

第四章 市議会議員とつづ、 二期二〇年

不当逮捕されてから一年半後、一九八六年七月、四〇歳の私は自治労の組織内候補として地元の武生市議会議員選挙に社会党公認として立候補し当選した。それまでの推薦候補が高齢で引退し後釜として県本部としての出馬要請だった。

住所の新興団地にはその五年前に家を建てたばかり、出身は今庄町で中卒、武生の高校にも行っていない、兄弟もなく一人っ子、親戚も同級生もないのだから武生での選挙は無理と固辞した。父も「どうしてお前が?」武生の人で適任者はいくらでも居るだろうが」と反対した。妻には県本部の役員が要請に訪れた、先の逮捕

事件の際にも訪れていたが、県本部の役員が自宅を訪ねることは家族にとっては悪いことばかり(?)であった。それでも私の立場からは断ることはできず地元との組合や県本部挙げての選挙体制のなかで活動を始めた。幸いに町内の消防自警隊に入っていたことや総会で議長を務めた経過なども考慮され地元の後援会結成と推薦をいただいたのはありがたいことだった。

選対の中心的活動は地区労時代から何回も経験してきたが候補者としての活動は体力面よりも精神的に疲れることが多く短期間にかなり瘦せた。しかし地元と自治労、最初の職場である福井鉄道労組等の精力的な運動のなかで定数三〇人中三位という予想外の好成績で当選し、その後、五回の選挙もトップ当選を含め常に上位で当選させてもらった。六〇歳まで二〇年の議会活動では常に六、七名の少数会派であったが先輩や同僚議員の支援のなかで副議長、議長、監査委員を各二年ずつ努めることもでき議員としての活動は順調だったと感謝している。

議会は複眼的な見方と生き方が必要

二〇年の議会活動、その間の出来事も思い出も数知れないが、ごく一部だけ触れてみたい。

初当選した際の会派は七名で社会党系の地区労推薦議員ばかりだった。先輩議員からまず教えられ、その後の教訓としたのは「議員の質問は知らないことを聞くのではなく、自分がよく知っていることを聞きなさい」という言葉だった。

た。学校の生徒は知らないことを教師に質問して習うが、議員は事前に十分な調査と勉強をしたうえで質問せよとの教えだった。すごく説得力のある言葉で議員在任中ずっと忘れなかった。続いては権力に対する考え方である。政治家は常に正論を言い続けても、それが実現しなければ何もできずに終わり有権者の期待には応えられないという現実がある。いわば「本音と建て前」の使い方である。労働運動で育った私には容易に馴染めない感情があった。

しかし議会は自分一人で動かせる場所ではない。立場も思想も利害も支持基盤も異なる人の集まりである。そのなかで孤立すれば物事は進まず自分のやりたいことは実現できない。できる限り多数の議員と理事者に賛同と協力をしてもらわなければ何一つ実現できないのである。住民受けすることやできもしないことを格好よく演説しているだけでは解決できない現実があった。

政治の場はある意味で互いの妥協の場である。一〇〇％は通らなくとも七〇％の可能性があれば良しとする判断力も必要だった。小さな自治体の議会でもポストにともなう権力と情報格差はついて回る。私にはもともと嫌いで苦手な部分であったが、先輩には「直球だけでは打たれる、変化球も投げられるようになれ」と諭された。二〇年間で投げた変化球はそう多くないと思うが、投げる時は「私心を捨てて市民の利益になることならば許してもらえらるだろう」と自

分に言い聞かせた。

「政治は誰がしても同じ、そう変わらない、だから棄権する、無関心になる」と多くの人が言う。だが、政治は誰がやるかによって確実に違い絶対に変わる。議員二〇年の体験者として私は断言できる。それは国会に限らず人口八万の地方都市の議員でも同じことが言える。私もいくつか具体的な政策提案や要求、そして行政チェックに取り組んできた。私の提案したことが今も市の施策として継続されている事項もある。以前のやり方が改善された事項もある。そうした具体的な成果が施策として実施され多くの市民生活に役立つことは政治家冥利に尽きる。だから厳しい選挙にも耐えられるのかも知れない。それらの成果は自分だけの力で実現するのではなく、理解し賛同してくれる自治体職員と議会の仲間があつてこその実現であつた。

よく市町村議会よりも県議会が上で国会になるとさらに偉い人と言われることもあるが私はそうは思わない。むしろ市民の日常生活をしっかりと把握して細やかな政策を考えられるという点では市町村議員のほうが国民生活にとっては重要であると思える。選挙の厳しさも小さい選挙であるほどに候補者の資質も性格も家庭さえもすべてが見え些細な点までが判断の材料とされる。獲得する一票の重みという点ではマスコミで有名になれば一時のムード的要素で当選するような国政選挙とは違うものがある。所管する場所と事項が違って政治家に国会、県、

市町村という場所による地位の軽重はない。有権者も誤った見方をして政治家を判断してはいけない。

議会はすべて民主的に運営されることが原則だが、実際にはそう単純ではない。初当選して最初に座る議席は当選回数に応じて最前列から座る。議長や各委員会、会派の要職についても当選回数は相当に影響している。議員懇親会の席順も同じである。どれほど多くの票数でトップ当選しても一年生(?)が真ん中に座ることではなく四年間は常に末席である。

座る席は市民にはどうでもいいことだが、議長や重要ポストについては誰が座るかによって市民生活にも影響がでる。その議員の資質や考え方が議会運営や首長が提案する施策の採決にも影響するからである。ポストに関する情報と権力の行使によって議員としての影響力も微妙に変わる。だから議員がもともと元氣を出して闘うときは政策の議論よりもポストの奪い合いではないかと批判される状況が生まれる。実際、国会でも政権奪取と大臣ポストや要職の奪い合いのなかで党の分裂や派閥の喧嘩が起きている。県や市町村議会でも同じである。

私が議長に当選したのはわずか二票差であつた。定数二八名のうち、私の会派は七名、主流会派は過半数の一四名を抑えていた。普通ならば勝負になるはずもない。しかし、普通ではないことが議会という特殊なムラでは起きることがある。議長選挙は当選後に行なわれる初議会

でも最初に行なわれるが、当選翌日から初議会までに水面下では会派への勧誘や各ポストの配分をめくり駆け引きもあり、複雑怪奇、権謀術数の世界が時折のぞくことがある。最近各地で議会基本条例が制定され議会もそれなりに民主的に改革されているが実態はまだまだである」と推測する。

残念ながら議会という「特殊なムラ社会」長くいればいるほど、その慣行に慣れ切ってしまう怖さがある。私の持論としては「首長三期、議員五期」あたりがギリギリかなと思う。長くやり過ぎて「益よりも害をまき散らす」ようになっては市民が困るというものだ。

議員と市民 「評価の裏表」

支持者にとって信頼できる議員像とはどのようなものだろうか。政策に強くて清潔で小まめに顔をだし世話焼き活動もよくしてくれる議員と言われそうだが、現実にはなかなか難しい。政策については真面目に勉強し現地へ足を運び多くの人の意見を聞けば一定の水準にはなれる。利害や金権に媚びない清潔さは当然のことである。しかし、支持者と議員の関係はそう簡単ではない面がある。たとえば「通夜や葬儀」への顔出しである。各級議員の多くが支持者や関係者に関する通夜や葬儀に参列し、香典や弔電を出している。近くて親しい間柄ならば当然であるが、付き合いもなく見知らぬ間柄なのに行なわれている場合が多い。新聞の政治面よりお悔

やみ欄チェックが第一優先、そして呼ばれないにお出かけた。正直に言って私はその行為を好きになれなかった。「他人の不幸を自分の選挙や売名に利用するのはおかしい」と考えたからである。だから親戚や親しい仲間、隣近所の場合はお参りしたが、そうでない場合は失礼した。そうすると「他の議員は来てくれたのに貴方は来なかった、支持していたのに冷たい、選挙で頼んでいた私の立場がない」などと叱られた。言われる気持ちが理解できるだけに辛かった。小さな会合なども同じ状況である。

もう一つの例もある。団体でも個人でも「役所へ要求や苦情を言ったが断られた。自分でも無理なことだと知ってはいる、そこを議員の力で何とかしてくれ」と頼まれる。市民の依頼から門前払いができず、まずは役所で実態を調べ、その結果を報告する。市民の要求が正当であれば実現できることもあったが、どう考えても市民の側が不条理で無理な場合、バツジの力で無理押しはできない。たとえ支持者の要請でも断らねばならない。選挙の票や利害のために議員権力の行使で市民に不公平な差別や無駄な公金使用をしてはならない。

この場合、市民の側は「正常では実現しないから議員に頼むのであり、無理なことでもやってくれる議員こそ支持できる」と嫌みを言われ、次の選挙では応援してもらえなくなる場合がある。「清潔で公平な政治姿勢」を貫けば票を失う現実。

全体を良くすることは当然のことで評価はされず、特定の団体や個人に感謝されるように横車を押して実現させることのほうが評価され喜ばれる。

「選挙と票」、「公平さと利害」。市民と議員との関係や距離を考える場合、また、議員の仕事は何か、どこまでが公務か、その判断と区別はなかなか難しい課題であった。高次元の話ではない、この二つの例が、今日の現実の選挙と政治の根底に横たわっている。

第五章 市民活動団体の立ち上げと

自治体職員

議員活動のなかで考えさせられることのひとつに「市民と自治体職員の関係」があった。それは行政と市民の関係でもあったが首長や議会が決めた施策を実際に進めていく自治体職員と市民との関係が双方にとって望ましい姿になっているのかどうか、その点が気になっていた。

自治体職員は具体的な施策を執行する側として市民に「このように決まりましたから従ってください」と伝え、市民の側は「自分たちの意思が反映されないことが勝手に進められ、要望したことが実現されない」という構図が続き、そして「俺たちはプロの公務員、市民は行政の素人、理不尽なことばかり言わないでくれ」「公務員のお前たちは税金で食わせてやっている、もっと犠牲的精神で働くべきだ、市民の言

うことを素直に聞け」というように双方の不満が蓄積され「不信と対立の関係」が長く続いているのではないかと思えた。

この関係を少しでも改善しなければ双方が不幸ではないか、不信と対立の関係から「信頼と協働の関係」に変えなければ地域も市民の暮らしも良くならないのではないかと考えた。

そのためにはまず自治体職員の意識改革が必要であり、そこから始められることはないかと市職員の仲間たちと話し合い、二〇〇一年四月自治体職員と市民が、立場や思想、意見の違いにこだわらず、地域や暮らしの課題を話し学び合う場所をつくろうと「丹南市民自治研究センター」を結成し私は理事長に選ばれた。議員任期目五四歳だった。

私はこの組織を「地域の学び舎」としたい、「特定の要求実現を目指す運動体ではない」と理解を求め個人の加入者を募った。年会費三〇〇〇円であったが知り合いの自治体職員、一般市民、議員、マスコミ関係者、研究者、自治労関係など約二〇〇名が加入してくれた。私の活動関係からもっとも多いのは自治体職員だったが、センター側は一市民、地域生活者の一人として迎えた。

自治労関係者には、このセンターは自治労とは別組織であり個人加盟が原則で下部組織ではないと念を押した。四七都道府県に自治労が支援する「〇〇県地方自治研究センター」が設置されて地方自治や政策の調査研究が行なわれて

いるが、私たちが求めたのは「室内や書籍での調査研究よりも現場での学び合いと誰もが参加できる活動を進める自由な市民組織」であった。だから名称にも「市民自治」の言葉が入った。

ゆえに活動内容は高邁な研究ではなく多種多様。役員も女性や一般市民、組合活動経験なしの者など色々である。金はなく手当もないが、自分がやりたいことを自由に楽しく企画してやる、それだけが強みの市民団体である。私は「泥ボウ以外のことは何でもやろう」と煽動(?)した。

役所や大きな組合のような「起案書」もなければ、判子が多いが責任は曖昧な「決裁書」もない。思い付きで提案したことでも間違っていない。思い付きで提案したことが責任を持って取組み全員が協力する。仕事と責任のたらい回しはしない。参加人数は多いにこしたことはないが少なくともよい。金はないから飲食費はゼロで諸費用もケチケチ。可能な限り、共催、後援、協力、協働などの呼びかけを他団体に依頼し一緒に進める。こうした姿勢で活動が始まった。

ちょうど二一世紀始まりの年であり、世には地方分権の言葉も登場していた。四月には第一次小泉内閣が発足していた。小泉内閣発足と丹南市民自治研センター結成が同じ年、比較の対象になるはずもないが、私たちの活動とまったく無縁でもなかったような気もする。

NPO法人丹南市民自治研究センターの活動内容

結成総会では「辛淑玉」さんを招き「差別のない本物の共生」のテーマで学び、最初の活動としては当時の地方自治体をめぐる最大の課題となっていた「市町村合併」のシンポジウムに取り組んだ。国と地方の財政危機を煽りながら「アメとムチ」で強引に合併を進める国の方針のもと、県は県内数ブロックをまとめる試案を公表していた。自治研センターは合併は住民の意志が最優先と考えた。

シンポジウムは二市三郡の住民や行政関係者、議員など三〇〇名が参加する盛大なものとなり、県市町村課、地元市長、県町村会長、市民団体などのパネラーが本音を出し合い、参加者も含め白熱した議論がなされ、行政主催の説明会ではなく市民による自由な学びと闊達な議論を求めたセンターの目的は達成された。後日センターとして住民投票条例案も発表し、県内の町で活用された。

その後、今日まで数えきれない活動が続いているが、主なものとしては、①市民活動やNPO団体の活動拠点と組織づくり、②図書館や公民館についての対話集会、③市民協働、福祉政策、松本サリン事件と報道、住民投票、市民条例づくり、地域活性化などの連続市民セミナー、④市民自治基本条例制定ワークショップと条例案づくり、⑤地元の福井鉄道「福武線」を守る

ための電車活用のイベントや市民応援組織の結成、⑥福井豪雨などの防災セミナー、⑦認知症サポーター養成講座や介護に関する講演会、⑧障がい者自立支援、外国人との共生、子ども子育て支援などの市民セミナー、⑨地方分権、自治体の方向、自治体職員の働き方や意識改革に関する学習会、⑩地球の日のアースデイ市民活動の拡大、⑪月一回のFMラジオ番組制作と地元大学や青年会議所と共に六時間特別番組制作、⑫食の安全や農業と環境問題の市民セミナー、⑬公立から自立へ向かつての社会福祉法人設立と児童養護施設への支援、⑭平和問題、憲法などの映画会や講演会、⑮原発とエネルギー問題の市民セミナー、⑯地域活性化とまちづくりの講演会など、多種多様である。多くのNPOや市民団体は専門領域での活動だが私たちの自治研センターは地域と暮らしに関することなら何でもやる異色の組織である。

協働する団体は、地域の自治連合会、社会福祉協議会、地元大学、県自治研センターや自治労組合、連合福井や平和センター、青年会議所、NPO団体、各種市民活動団体、老人クラブ、FMラジオ局、社会福祉法人や福祉団体など幅広い。

セミナーや講演会の参加者数はテーマによって変わるが、一〇〇人から二〇〇人の範囲で多いときは三〇〇人から四〇〇人の参加もある。受付で名前の記入などは無用、すべての市民に門戸を開き誰にでも来てもらうので参加制限は

いつさいない、学ぶ気持ちだけが参加資格だ。多くの場合は無料である。動員はできないから当日まで参加者数の確定は難しく机や椅子配置には苦勞する。

このような感じで活動を続けてきた。二〇一〇年には結成一〇周年記念として主な活動を紹介した書籍『地域を変える自治研力』を発刊し、全国の自治体職員などに好評で第四刷二〇〇〇部を超えた。

会員はもとより、多くの自治体職員と幅広い市民が隣り合って座り、学習し、時には議論する姿が当たり前になっている。そこには対立も不信もない、ともに地域住民として学び合うのである。これらの活動を通じて市民と自治体職員が顔見知りとなり会話を交わし、そのなかで「役所の壁が低くなった、職員も苦勞している、一緒に汗を流して活動した」などの声も多くなった。

地域ローカルの自治研センターだからお互いの「顔が見え、声が届き、手が触れる」のだと私は思う。残念ながら私たちと同じような市民自治研究センターは全国的にはあまり組織されていないが、近年になり各地からの講演依頼が増え私も北海道から鹿児島までお邪魔している。市民自治と自治体職員の意識改革という点でローカル自治研センターはかなり有効なツールになると活動を通して確信している。ぜひ全国で自治体職員や市民活動家、議員のみなさんが先頭に立つての取組みが増えることを期待した

い。

よく政治家や行政側から「市民参画」「市民協働」「現地現場主義」などの言葉が発せられるが、その言葉を上から目線で一方的に自分たちに都合よく市民を参加させ利用するために使われては困る。まして行政が果たすべき役割を市民に代用させ安上がりを使う手段として用いるなどは論外だ。「共に学び、話し合い、一緒に汗を流して働く」そのことなくして行政と市民、自治体職員と市民の「信頼と協働」の姿は生まれない。私はそう思っている。高いコンサル料を払っての頭でっかちの職員研修はやめて地域で市民と共に汗を流す実践研修にこそ自治体と職員組合はお金を使うべきだ。

最終章 労働組合は生き残れるのか？

率直に言って日本の労働運動は現状のままでは衰退の道しかないだろう。その兆しは組織率の低下に表れている。一八%程度の組織率は労働者からの信頼を得ていない表れであり、日本の労働者を代表する団体とは言い難くなっている。「連合」は一九八九年十一月に結成大会を開き、以前の「総評」「同盟」「中立労連」「新産別」などの流れをくむ七八単産、組合員約八〇〇万人を結集し労働四団体の統一という形でスタートした。現在は約六八〇万人と言われている。たしかに日本最大の労働団体として政府や経済団体に対する影響力を保持し労働者を守

る諸政策など一定の役割は果たしている。また政治活動の面でも連合の集票能力はかなりである。

だが、それらの活動が組合員から見て評価されているのか、あるいは未組織労働者から信頼されているのかと言えは努力はしていても評価は高くない。連合は最近「連合一〇〇〇万人構想」なるものを明らかにした。二〇二〇年までに三〇〇万人以上の組織化である。実現の可否はともかく方針は正しい。

私は以前から不思議に思っていることがある。組織化を進める場合、もっとも身近な所はすでに連合に加盟している産別組合の関連企業や職場である。連合の主要幹部の出身組合は日本を代表する企業ばかりであり、その傘下の企業数や労働者数は半端な数ではない。そこには正規職員も非正規、臨時職員も雇用されている。まずは、主要幹部を出している産別組合の関連企業内に組合を結成したらどうか。主要産別が幹部の面子をかけて真剣な組織化競争をしてほしい。それだけで一〇〇〇万構想など容易に達成する。正規職員中心で自分たちの身の回りにいる労働者を自分たちの雇用を守る安全弁として組合自らが容認するように見えては多くの労働者の信頼を得ることはできない。

もう一つ、私は最近の労働界では幹部の交流は頻繁だが、現場の労働者同士が交流しない状況に見える。幹部たちは会議や集会、時にはゴルフコンペなどで何回も顔を合わせるが、現場

の第一線で働く労働者、あるいは青年女性などは職場交流の機会がない。自分たちの職場の実態や苦勞、活動経験などについて語り合う場所が少ない。昔の地区労はそうした地域労働者の交流活動が盛んであった。異業種の労働者が同じ地域の労働者としての連帯を感じる活動に取り組んでいた。だが「連合」は産別中心の組織であり産別内の付合いは深い異業種組合との交流と連帯が組織の構成上、不足しがちな傾向にある。これでは自分の所だけしか知らない狭い視野になってしまふ。将来、全体の労働運動が考えられない、産別だけの利益を求める幹部ばかりになってほしくない。

「労働団体」内での連帯活動の希薄化も心配だが、それ以上に労働組合と未組織労働者、地域住民との連帯交流活動は皆無に近いのではないか。私の地元では連合地協が主催する市民参加の夏祭りはあるが、その他の地域ではどうだろう。労働組合として地域社会への貢献をどのように進めていくのか、何ができるのかを改めて考える時だ。昨年の東北大震災の際には大勢のボランティアを送り込む活躍を見たが、日常的な地域課題や社会問題について労働組合ならではの組織力を生かす運動を新たに见える形で考えてほしい。昔ながらの道路わきの清掃ボランティア程度では自分の組織の満足度を上げているだけで地域へのアピールも小さく注目もされない。

以前、ある労働団体が行なう労働相談や電話

一一〇番で受付時間を見たら「午前九時から夕方五時まで」だったとの話を聞いた。その時間、多くの労働者は職場で働いている、まして未組織労働者は社内や職場の片隅から労働相談などできる状況にはない。使用者や上司に言えないことを相談するのが労働相談や組織化の内容である。私はその話を聞いて愕然とした。労働運動に携わる者としての基本的常識もないのかと思った。また組織化の話で日時の打ち合わせをしたら「その日は役員会とか、会議があるの」で別の日に」と言われたとも聞いた。相談者はクビも覚悟で組合づくりの相談をするのである。私は現役の時には組織化の相談は最優先で対応、会議や集会は別の日でもできる、組織内のことよりも相談者を第一に考えようと対応してきた。時代の違いか、サラリーマン役員化しているのか。時代が変わっても変えてはいけないことがある。

そしてもう一つ、最近の組合は政府や自治体の幹部、経営者に対する「申し入れ」が多い。それは結構なことである。だが「労使」「労働者と政府や自治体」の間で申し入れ書で解決できる事項はそう多くないだろう。解決できるとすれば、その背景にある組織としての実行力であり、時には相手に対する破壊力も含めた影響力がなければ申し入れは単なる一枚の紙切れでしかなく活動をアピールする儀式にすぎない。

私は闘争至上主義ではないが、相手から見ても「静かで物わりの良い労働組合」だけでは

得られるものは少ない。数多くの労働者保護の法律が作られているが、それが守られず労働者の権利がズタズタに蹂躪されている現実を各産別や連合幹部はどのように認識しているのだろうか。昔、国労や動労の戦術に「順法闘争」と呼ばれた列車の安全運転確保のためのスロー運動があったが、現在の労働情勢のなかで政府や使用者に法律を守らせる「順法闘争」を国民的な運動として展開し労働者の生活安全を確保してほしいものである。経営者の顔色をうかがう前に労働者の顔色を正面から見つめてほしい。

最後に政治との関わりについて述べておきたい。政治や政党の関係は労働組合や労働運動にとって重要な課題である。職場や企業内の活動だけで労働者の暮らしや平和が守られ、住みよい地域が作られるものではない。私たちは否応なしに「政治の仕組み」のなかでの生活を余儀なくされる。だとすれば、その仕組みをつくる場所でも働く政治家を自らの内から出す必要がある。事実、その運動を取り組んできた。だが以前に比べその取り組みは弱くなっている。別の章でも書いたが自ら候補者を擁立して闘う気概が薄くなっているのか。たしかに組織率も小さく組合員も減り財政も厳しくなっているかも知れないが、ここで踏ん張らないとさらに政治的な影響力を失うだろう。

日常的な組合員に対する政治的学習も少なく選挙の時だけ馴染みのない候補者を支持せよと言っても無理な相談だ。労働運動も政治活動も、

その時だけががんばってみても成果は期待できない。選挙は日常の労働運動の総合力が得票数という単純な形で示されるものだと思う。ある意味では組合に対する信任投票の側面も持っている。

日常的に職場要求だけでなく社会や政治的な課題についての学習会をもっと増やさなければならぬ。地域の労働者や市民と一緒にできれば一石二鳥である。特定政党や候補者の支持を強制するのではなく、幅広い課題に関心をもち、物事を多面的に考えられる労働者や市民をつくるのも労働組合の社会的役割である。

労働運動として取り組むべき課題は、幅広く無限の可能性を秘めている。そのカギを握るのは現場の労働者たちであり、その声を集約反映すべき幹部の意思と真剣に取り組む決意である。前年の活動日誌と同じことを繰り返し日付だけを上書きするような組合活動や幹部請負や情性的な労働運動には未来はない。連合や各産別、大企業組合、地域の連合や単組でプロ専従者として働いている幹部のみなさんに私は問うてみたい。

「みなさんは、労働運動をしたいのですか、それとも組合活動をしたいのですか」

私が期待するのは、日本の労働者全体が安心して働ける社会をめざす労働運動である。労働運動の視点を持たない組合活動の継続だけならば、その先には老衰にも似た自然死が待っている。あるいは何十年後、日本の労働組合は「絶

滅危惧種」のような運命を辿るのかも知れない。だが現場と地域を直視し、そこに根を下ろし、幹部自ら汗を流して新たな活動に取り組むならば、日本の労働運動の未来、また展望が開けるだろう。

そうした活躍を願って私の五〇年余にわたる、つたない労働運動体験記、終わりを告げたい。お付き合いありがとうございました。

(二〇二二年九月一〇日執筆)

(いとう ふじお)